

Deloitte.

ニュースレター 税金と税関

2024年3月発売



今号のハイライト

法人所得税

- 解散後の独立支店からの損失は、本社で活用できます
- 複数の奨励金証書を交付する工業製品の製造支援事業
- 二重課税回避協定の適用のための不動産と所得の実質的な受益者の比率の決定

間接税

- EPC契約のVAT率、各スコープの値を分離できるかどうか/分離できないかどうか
- VAT減税期間中の売上返品VAT率
- 海外旅行サービスに対する課税対象のVAT収入

個人所得税

- 従業員にテトギフトを贈る際のPITの源泉徴収
- 従業員の生命保険に加入する際の個人所得税(PIT)源泉徴収
- 販売仲介活動、サービス契約に基づく商品プロモーションによるPIT課税所得の決定
- ゲストに贈り物をしたり、共同でお金を使ったりする場合のPITの意味

外国契約者の源泉徴収税

- ベトナムでのFCWTの申告と支払いに関するDTA契約の適用

貿易と税関

- 内陸輸出入取引に関する最新情報
- 国内輸出品及び国内産品から生産された物品は、輸出税を免除しない
- 輸出加工企業向け建設資材の通関手続
- 使用目的を変更した一時輸入免税品の国内消費への取扱い

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Transfer Pricing
Firm of the Year

Tax Firm
of the Year



法人所得税

ガイダンス裁定

解散後の独立支店からの損失は、本社で活用できます

ブランチが次の条件で修飾されている場合:

- 独立した会計単位であるため、CITを個別に宣言します。
- 会社は、解散時に支店のすべての義務と権利を継承します。
- 税務当局は、支店で税務の確定を監査し、各年度の損失を決定しました。

そして、その年の損失は、有効期限ルール(発生から5年)の対象となるCITを決定する際に、本社の課税所得と相殺することができます。

(2024年2月28日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 9579/CTHN-TTHT)

複数の奨励金証書を交付する工業製品の製造支援事業

開発に優先的に採用された工業製品支援奨励金証明書は、支援産業の状況に応じてCIT優遇措置を適用するための基礎となります。そこで:

- 投資プロジェクトが条件を満たしている場合、インセンティブ証明書の日付から、支援産業に与えられるCITインセンティブを受ける権利があります。
- 複数の裾野産業製品を製造し、複数の優遇措置証明書が付与された投資プロジェクトが対象となった場合、当該適格製品は、優遇措置証明書が発行された課税期間から起算して、投資プロジェクトの残存期間において、裾野産業に対するCIT優遇措置を受けることができます。

(2024年2月23日付税務総局発行のOfficial Letter No. 658/TCT-CS)

二重課税回避協定(DTA)の適用を目的とした不動産と所得の実質的な受益者の比率を決定する

不動産比率を決定します。

税務総局は、DTAの第6条第2項を参照するために地方税務局に要求します。2015年民法第105条、第107条、第108条。通達第205/2013/TT-BTC号第8条は、会社の不動産価値を正確に決定するためのものです。

短期負債、建設費等の項目の合理性を検討・検査・判断し、適切な不動産価値を決定する。

現金、短期債権、買掛金、未分配利益剰余金等の項目について、検討・点検・合理性を判断し、適正な総資産価値を決定する。

実質所得の受益者を決定します。

税務総局は、外国の税務当局との情報交換を通じて、外国企業(譲渡人)に関する情報を収集しました。したがって、現地の税務当局には、資本移転の収入から利益を得ている実際の所有者を明確に特定するために、会社の実際の事業活動に基づいて要求します。

振替価格の決定

また、税務総局は、DTAの規定を正しく適用するために、関連会社間の移転価格の構造と移転の目的を決定するよう税務当局に要求しています。

(2024年2月27日付税務総局発行のOfficial Letter No. 688/TCT-HTQTおよびOfficial Letter No. 689/TCT-HTQT)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税 ガイドランス裁定

EPC契約のVAT率、各スコープの値を分離できるかどうか/分離できないかどうか

会社がEPC契約(資材の供給および設置サービスを含む)を締結する場合、政令第94/2023/ND-CP(以下「政令94」)に従ってVAT税率の引き下げを決定することは次のとおりです。

- 各作業範囲の契約額を分離できる場合、各品目のVAT減額は、政令94に従って個別に決定する必要があります。
- 各作業項目の値を分離できない場合は、最も高いVAT税率が適用されます。

(2024年3月7日付ハイズン税務局発行の
Official Letter No. 2172/CTH DU-TTHT)

VAT減税期間中の売上返品のVAT率

2023年1月1日から2023年6月30日までの期間に10%の付加価値税率で発行された請求書で商品を購入した場合。その後、2024年1月1日以降、購入者は仕様と品質が不十分であるために商品を返品し、次のようになります。

- 売り手は、商品を返品するために10%のVAT率で調整請求書または交換請求書を発行する必要があります。
- 売り手と買い手は、販売返品を文書化した契約を結んでいる必要があります。

(2024年3月6日付ビンズン省税務局発行の
Official Letter No. 3948/CTH BDU-TTHT)

海外旅行サービスに対する課税対象のVAT収入

海外旅行代金に食事、宿泊費、観光費、その他の海外費用(正規の書類を添付)を含む海外旅行サービスを運営している場合、海外費用として顧客から徴収した金額はVAT課税所得から差し引かれます。

旅行パッケージ全体の仕入VATは、規則に従って全額申告され、控除されるものとします。

(2024年3月5日付税務総局発行のOfficial Letter
No. 801/TCT-CS)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税 ガイダンス裁定

従業員にテトギフトを贈る際のPITの源泉徴収

会社が新年の贈り物、スーパーマーケットのバウチャーなどを贈るとき...従業員に対しては、贈与が雇用主から従業員に支払われる現物給付である場合、通達第111/2013/TT-BTC号(通達第111号)第2条第2項に規定されているように、個人所得所得(PITの対象となる所得)とみなされます。会社は、通達第111号第25条第1項に規定するPITを留保するものとします。

(2024年2月5日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 7443/CTHN-TTHT)

従業員の生命保険に加入する際の個人所得税(PIT)源泉徴収

- 会社が従業員用の生命保険に加入し、この生命保険に加入する場合:強制的な保険料負担ではないため、個人所得税の算定時に損金算入することはできません(通達111号第9条a項2)。
- 会社が累積保険料の従業員のために生命保険を購入する場合:PITを申告する必要があります(通達第92/2015/TT-BTC号第14条第2項)。
- 生命保険の利息収入及び生命保険契約による補償については、個人所得税の免除(通達第111条第1項g、通達第92条第12条第3項)。
- 会社が累積保険料なしで従業員用の生命保険に加入している場合、その手数料は源泉徴収が免除されます(通達92号第11条第3項)。

(2024年2月23日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 8974/CTHN-TTHT)

販売仲介活動、サービス契約に基づく商品プロモーションによるPIT課税所得の決定

外国人がベトナムの税務上の非居住者であり、ベトナム企業と締結したサービス契約に基づく販売仲介および製品プロモーションから収入を受け取る場合:

- 収入が法律で規定されているように実践するために認可または認定された分野および職業における独立したサービスからのものである場合、それは事業所得と見なされるものとします。
- 財貨販売の代理手数料、仲介手数料として所得が確定した場合は、課税対象の給与所得として扱われます。
- 租税条約の規定と現地の法律との間に矛盾がある場合は、条約の規定が優先されるものとします。

(2024年3月1日付税務総局発行のOfficial Letter No. 764/TCT-DNNCN)

ゲストに贈り物をしたり、共同でお金を使ったりする場合のPITの意味

- 会社が個人(従業員ではない)に贈答品を提供し、その贈答品が通達第111号第2条第10項に記載されているリストにない場合、当該贈答品は課税対象とならないものとします。
- 会社が集団目的でお金を使う場合(このお金は集団によって使用され、個人は集団を代表して受け取る指定された代表者のみです)、この金額はお金を受け取る個人の課税所得として扱われないものとします。

(2024年3月8日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 11223/CTHN-TTHT)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

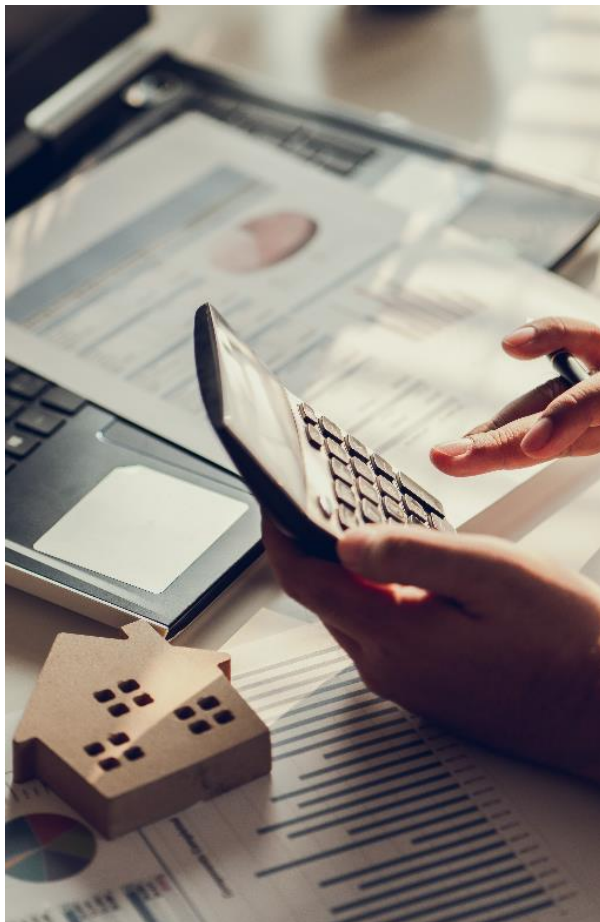
外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

ベトナムでのFCWTの申告と支払いにDTAを適用する

- 外資系企業が海上輸送協力契約に基づいてベトナムで収入を得る場合、ベトナム企業は、通達第103/2014/TT-BTC号第4条に従って、外国企業に支払う前にVATおよびCITの金額を差し引く責任があります。
- 韓国企業が通達第205/2013/TT-BT号第11条に規定されているベトナムの恒久的施設を構成しない場合、ベトナムと韓国間のDTAに基づき、CIT部分は免除されます。DTAに基づく免税および減税を請求するための手続きは、通達第80/2021/TT-BTC号第62条に従って行われます。

ベトナムの税務当局は、通達第205/2013/TT-BTC号第6条第1項に規定されているように、3年間に発生した税額に対するDTAの申請を拒否します。

(2024年2月23日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 8973/CTHN-TTHT)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関 ガイダンス裁定

内陸輸出入取引に関する最新情報

2024年2月20日、税務総局は、外国貿易業者が関与する内陸輸出入取引のVAT還付に関するガイダンスであるOfficial Letter No. 558/TCT-CSを発行しました。

したがって、外国貿易業者がベトナムに拠点を置いているため、税関当局が国内輸出申告が現行の規制に準拠していないと判断した場合、税関当局は税関申告の条件を満たさないため、VAT還付を処理しません。

(2024年2月20日付税務総局発行のOfficial Letter No. 558/TCT-CS)

2024年2月29日、財務省は、政令第08/2015/ND-CP号第35条第1項cに基づき、内陸輸出入活動に関する回答を以下の要点とともに発行しました。

- ベトナムに拠点を置く外国企業には、(i) 駐在員事務所、支店、事業所のいずれかをベトナムに事業形態とする企業が含まれます。(ii) 株式の保有(iii) 投資プロジェクト(iv) BCC契約の当事者。(v) 規則に規定されている新しい投資形態および新しい経済組織の種類は、政令第08/2015/ND-CP号の第35条第1項cに規定されている内陸輸出入には該当しません。
- 物理的に国境を越えた移転や別の税関管理地域への移転を伴わずに、外国企業と商品を取引し、指定としてベトナムの領土内で商品を配送する行為は、基本的に輸出入活動とは見なされません。
- 内陸部の輸出入活動に関する現在の規制は、他の関連規制と整合していません。

そのため、財務省は、内陸輸出入取引の適切な修正や補足を提案するために、関係省庁からの意見を引き続き収集しています。

デロイトの2024年1月ニュースレターで更新された内陸輸出入に関するニュースはこちらでご参照ください。

(財務省発行2024年2月29日付Official Letter No. 2156/BTC-TCHQ)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関 ガイダンス裁定

国内輸出品及び国内産品から生産された物品は、輸出税を免除しない

税関総局は、次のようなガイダンスを提供しています。

- **内陸輸出品は輸出税を免除されない:** 内陸輸出者は、税関申告時に内陸輸出品の輸出関税率と関税額に基づいて輸出税を申告し、支払う必要があります。
- **国産材料から生産された輸出品は輸出税を免除されません:** 企業は、現行の規制に従ってそのような商品の輸出税を申告し、支払うものとします。

(税関総局発行2024年2月19日付Official Letter No. 651/TCHQ-TXNK)

輸出加工企業向け建設資材(EPE)の通関手続

現在、空調システム、換気システム、電気システム、給排水システム、防火システムなど、消費財であるかどうかにかかわらず、これらの商品を決定するための特定の規制はなく、そのような決定は税関総局および財務省の範囲および指導権限の範囲外です。

企業がEPEの建設活動を行う場合、現行の規制で規定されている条件を満たしていれば、そのような活動には0%のVAT税率が課せられます。

(税関総局発行2024年2月27日付Official Letter No. 788/TCHQ-GSQL)

使用目的を変更した一時輸入免税品の国内消費への取扱い

保証、修理、交換のために一時的に輸入され、その後再輸出された商品は、免税措置の対象となります。これらの貨物が国内消費のために使用目的を変更した場合、輸入者は新たに税関申告をしなければなりません。輸出入貨物の管理方針は、新しい税関申告を登録する際の規制に準拠しなければなりません。

(税関総局発行2024年3月12日付Official Letter No. 1008/TCHQ-TKNK)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact Us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.